

平成28年度(第46回)

中部女子アマチュアゴルフ選手権競技

日 程：平成28年5月25日(水)・26日(木)・27日(金)

場 所：片山津ゴルフ倶楽部(白山コース)

中部ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ウォーターハザード(ラテラル・ウォーターハザードを含む)(規則26)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**

(b) スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングポイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

4. 動かさない障害物(規則24-2)

(a) 排水溝

(b) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

(c) 9番ホールの防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。

このローカルルールの違反の罰は2打。

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための添木及び支柱はコースと不可分の部分とする。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。
(**ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照**)

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』
(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 **ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照**、2016-2017 **ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照**)

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(**ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照**)

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2) 『付属規則 I (B) 5 b』 (**ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照**)

ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)**

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 11-4、11-5、15-3 と 20-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 8』を適用する。(ゴルフ規則 183 ページ参照)**

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)**

10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)

スコアリングエリア方式を採用する。

11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**

13. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

14. 競技の短縮

委員会は、コースの状況により適正なるプレーが不可能と判断した時、競技方法に定めてあるラウンド数を短縮することができる。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホール of ティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件 12 項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン (30 球) を限度とする。大会期間中、全ての練習場の使用は最終組ホールアウト後 1 時間後までとする。前日 (5/24) の打ち放し練習場・アプローチ・バンカー練習場の使用は 16 時までとし、指定練習グリーンの使用は 17 時までとする。
6. ティーマーカーは白色とする。
7. プレー中、帽子(バイザー可)を着用すること。

- 追 記
1. ハウス食堂(朝食)は、午前6時よりオープン。
 2. 練習場は、午前6時よりオープン。
 3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
 4. バッグは口径9インチ、重量は13キロを超えないこと。
- 競技委員長 溝 口 まち子

5月16日(月)・18日(水)・19日(木)・24日(火)のうち2日間は連盟料金(会場倶楽部会員並扱い)とする。ただし、24日(火)は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって 片山津ゴルフ倶楽部に申し込み予約すること。

TEL 0761-74-0810